

地区計画について

地区計画は、生活に身近な地域を単位とし、公共施設の配置や建築物に関する制限などについて、地域の特性に応じて詳細に定めるまちづくりの計画です。地区住民の意向を反映しながら都市計画に定め、これに沿って開発や建築行為を規制・誘導することで、良好な環境の街区を整備し、保全します。

(令和6年3月現在)

宗像市では、下表のとおり地区計画を 32 箇所定めています。

地区整備計画 東海大学地区地区計画 15.3 15.3 - 有 平成19年5月31日変更 平成10年10月5日決定 平成30年12月21日変更 宗像大社地区地区計画 9.3 9.3 - 有 60% 200% | <mark>江口第一地区地区計画</mark>| 2.9 | 2.9 | 一 | 有 | 60% | 200% | — | 無 | 有 | 有 | 一 | 20m | 平成25年4月2日決定 6.5 | 6.5 | - | - | -─ 13m 平成26年9月25日決定 平成28年9月30日決定 <mark>グローバルアリーナ地区地区計画</mark> 46.1 | 46.1 | 一 | 有 | 60% |200% | — | 20m | 平成29年1月23日決定 平成29年10月27日決定 平成29年10月27日決定

※平成29年1月24日に「宗像都市計画地区計画」から「福岡広域都市計画地区計画」へ変更しています。

県条例による区域指定について

市街化区域に隣接又は近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域にあって、既に建物の敷地が集積し、道路・水道・下水道などの公共施設が整備されている等の地域で、「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に基づき福岡県が指定する区域では、一定の条件のもと、建築物の建築が可能となります。

日の里東地区地区計画 4.3 0.8 − 1 有 60% 200% 165㎡ − 1 有 7 有 7 − 20m 5 472年3月27日決定

宗像市では、次の2か所が区域指定されており、一戸建の専用住宅の建築が可能です。





F可条件(2地区共通)
一戸建の専用住宅
2 0 0 m²
1 2 m
1 m